



鳥取県公報

平成 26 年 6 月 20 日 (金)
号外第 69 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (17) (給与課) 2

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第17号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	
知 事 の 事 務 部 局	略	知 事 の 事 務 部 局	略
	県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)	県税事務所
		米子工事検査 事務所	所長
略		略	
東部福祉保健 事務所	所長 副所長 課長 <u>課長補佐</u> (<u>庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。</u>)	東部福祉保健 事務所	所長 副所長 課長
略		略	
東部生活環境 事務所	所長 副所長 課長 <u>課長補佐</u> (<u>庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。</u>)	東部生活環境 事務所	所長 副所長 課長
略		略	
東部農林事務 所	所長 副所長 課長 室長 参事 <u>課長補佐</u> (<u>庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。</u>)	東部農林事務 所	所長 副所長 課長 室長 参事
略		略	
県土整備事務 所	所長 副所長 課長 室長 参事 <u>課長補佐</u> (<u>庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。</u>)	県土整備事務 所	所長 副所長 課長 室長 参事
略		略	
会 計 管	本庁 会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐)	会 計 管	会計管理者 会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐)

理 者		佐に限る。) 係長(会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)		佐に限る。) 係長(会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)
	米子工事検査事務所	所長		
略			略	
備考 略			備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。